

綾部市農村交流促進特区

都道府県名：

京都府

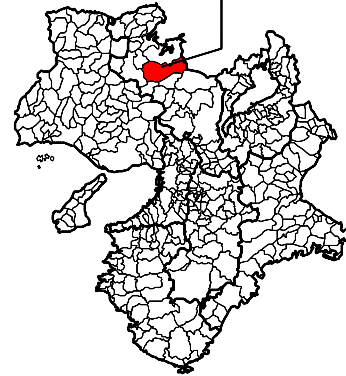
申請主体名：

綾部市

区域の範囲：

綾部市の区域のうち市街化区域を除く区域

綾部市



特区の概要：

過疎化、高齢化による農地保全機能や農村活動の低下が著しい本市において、農家民宿の起業による新たな雇用機会の創出、農産物の利活用など総合的な新産業創出を図るとともに、市民農園に多様な主体が参入することにより、都市住民の農に親しむ機会の提供、遊休・荒廃農地を活用することによる農地保全を進め、地域の活性化及び農業農村振興を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・ 農家民宿における簡易な消防設備等の容認
- ・ 市民農園の開設者の範囲の拡大

